

社会福祉法人^{恩賜 財団}済生会支部長野県済生会支部理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人<sup>恩賜
財団</sup>済生会支部長野県済生会（以下、「本支部」という。）の支部理事会の開催方法及び表決方法等について定め、支部理事会の適正な運営を図ることを目的とする。

(支部理事会の招集)

第2条 支部長は、支部理事会を招集しようとするときは、開催日の1週間前までに、開催の日時、場所及び付議事項を支部理事及び支部監事に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(資料の送付)

第3条 支部長は、支部理事会において議事の審議に必要な資料等を作成し、原則として、1週間前までにこれを支部理事及び支部監事に送付するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(開会及び閉会)

第4条 支部理事会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(出席の有無)

第5条 支部理事及び支部監事は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ支部長に届け出なければならない。

(表決の方法)

第6条 支部理事会における表決の方法は、挙手又は書面による。

2 議長は、支部理事に異議がないと認めたときは、これを確認し、表決の手続きをとらないで可決したものとして、その旨を宣言することができる。

(議長の議決権)

第7条 支部理事会において過半数で決定する議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。

2 支部理事会において予算や基本財産の処分等、支部理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない事項については、議長は最初から議決権を行使するものとする。

(支部監事の出席)

第8条 支部監事は、支部理事会に出席して発言することができる。ただし、議決に加わることができない。

(議事録等)

第9条 支部理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名
- (4) 欠席者氏名
- (5) 議案
- (6) 議案に関する説明内容
- (7) 議案に関する発言内容
- (8) 議案に関する表決結果

(9) 議事録署名者の記名押印、その年月日

2 支部長は、作成した議事録を常に閲覧できるよう、保管するものとする。

(支部理事等への報告)

第10条 支部長は、支部理事、支部監事及び管下施設の管理者に支部理事会の結果を原則として、2週間以内に送付するものとする。

(支部理事総数の定義)

第11条 支部理事会の開催要件及び議決要件における支部理事総数について欠員が生じている場合は、欠員を除いた理事現員数をもって支部理事総数とする。

(改正)

第12条 この規程の改廃は、支部理事会の議決をもって行う。